

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）における届出及び問い合わせ先について

令和2年7月7日（事務連絡）

芦屋市福祉部障がい福祉課

今般、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」が令和2年6月19日に発出されていますが、そこにおいて、短期入所における緊急短期入所受入加算の算定及び生活介護における短時間利用減算の適用について取扱いが示されていますので通知します。事業所所在地を所管する指定権者へ届出及び問い合わせをお願い致します。なお芦屋市利用者の方への算定について、当市に連絡は不要です。

【芦屋市内事業所の届出先】

1. 生活介護（短時間利用減算）

利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも、短時間利用減算を適用しないことを可能とする。

【届出先】

兵庫県庁 健康福祉部障害福祉局障害福祉課 障害福祉基盤整備班  
TEL : 078-341-7711

2. 短期入所（緊急短期入所受入加算）

短期入所のサービス提供において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組として、利用者が入れ替わる際に、こまめに居室の消毒を実施することや、他の利用者との間に一定の距離を保ちつつ必要な支援を行うことを、緊急時の受入と同程度の負担とみなし、全ての利用者について、月に14日を上限に緊急短期入所受入加算が算定可能となります。

なお、通常の実施により緊急短期入所受入加算を算定している場合に、追加で上記の実施を行う場合であっても月の上限日数は変わらないものとします。

【届出先】

芦屋健康福祉事務所（保健所） 監査福祉課  
TEL 0797-32-0707

以上